

新型コロナウイルス感染症への事務局としての対応について

福島商工会議所

1. 事務局の対応について

(1) 出勤について

- ①職員は、毎朝必ず自宅で検温を行い、37.5度以上の体温がある場合や少しでも体調がすぐれないと感じた場合は、出勤を見合わせ自宅待機とする。
- ②業務中は、手洗い、手消毒の徹底、咳エチケットなど感染予防に努める。
- ③状況に応じて時差出勤等を検討する。

(2) 出張について

- ①不要不急の出張は極力見合わせる。
- ②出張する場合は最小限の人数にとどめる。

(3) その他

- ①来客、打合せは、相手の了解を取った上で、極力、電話、メール等を使用するなど、感染予防に努める。
- ②他機関主催の会議の出席についても状況をみて判断する。懇親会への参加は原則不参加とする。

2. 当所で感染者および感染の疑いがある者が発生した場合の対応について

(1) 感染者・感染の疑いがある者について

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、味覚や嗅覚に明らかな異常がみられるなど場合は、福島市保健所「帰国者・接触者相談センター TEL 024-535-8662」（24時間体制）に問い合わせをする。
- ②「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診する。
- ③感染が確認された場合は、医療機関において適切な治療を受け、症状の改善とPCR検査で陰性となるまで出勤停止とする。
- ④家族が感染した場合は、速やかに事務所に連絡するとともに、保健所などの指示に従い自宅待機などの感染予防措置を行う。
- ⑤濃厚接触者についても「帰国者・接触者相談センター」の指導を受け、自宅待機等の対応を行う。
- ⑥本人並びに家族が発症した場合は、特別休暇扱いとするなどの柔軟な対応を行う。
- ⑦保健所の指示により、事務所の完全閉鎖や一部利用（会議室の事務室利用）等を検討する。

(2) 感染者情報の公開について

- ①感染者が発生した場合、当所ホームページ等で速やかに情報を公開する。

(3) 事務室等の消毒について

- ①保健所の指示等に従い、必要に応じて事務所および会議室、共有スペース（エレベーター、廊下等）の消毒（アルコール除菌、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効）を行う。
- ②消毒に伴い会館の一部または全部を閉鎖する場合は、会員・関係機関等へ、HPやFAX等で事前に連絡する。
- ③事務室等の消毒作業終了後、営業再開の判断をし、再開日をHPやFAX等で速やかにお知らせする。

3. 当所主催会議等について

(1) 議員総会、常議員会、部会、委員会、団体の総会等

- ① 議件に審議事項のあるものについては、原則予定通り開催するが、状況により書面審議や延期も検討する。
- ② 議件以外の報告事項や講演会、セミナー等については、会議時間の短縮や中止、延期を検討する。
- ③ 飲食を伴う懇親会・交流会は、当面（国の自粛要請・対策に沿う形）開催を控える。

<開催の際の留意点>

- ① 咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただく。
- ② 事務局係員はマスクを着用し業務に従事する場合があることを了承いただく。
- ③ 開催する部会・委員会等では会場入り口の消毒液で手を消毒して入場いただく。
- ④ 会議室等使用の間は扉を開けて使用する。

(2) 上記以外の会議、セミナー、講演会等

- ① 当面の間、開催の必要性、関係者・参加者の安全面を考慮し原則中止とする。

4. 当所会議室等の使用並びに使用後の対応について

(1) 会議室の使用について

- ① 上記<開催の際の留意点>に従って開催していただく。
- ② 会議等は原則 1 時間以内で終了とする。
- ③ 平日の夜間会議等の終了は 20 時 30 分までとする。
- ④ 終了後は、担当課において机・イス・扉のノブ等参加者の接触個所を消毒(消毒液・布巾等は当所で準備する)する。

【対策責任者】

福島商工会議所 専務理事 石井 浩

対策責任者に事故が発生した場合 以下 職責上位者が就くこと